

## 第 1 回 （仮称）屏水義務教育学校新設準備委員会

■日時：令和 8 年 2 月 1 7 日（火） 1 9 : 0 0 ~

■場所：屏水中学校 多目的室

### 1 開会

- ・教育長挨拶

### 2 講演

「義務教育学校で育てる子どもの資質・能力」

福岡教育大学 副学長 伊藤克治教授

### 3 協議事項

（ 1 ） 会長・副会長の選出について - 資料 1

（ 2 ） 協議事項について - 資料 2

### 4 その他

- 統合準備協議会ニュースの発行及び市ホームページへの掲載について
- 次回開催日程及び開催場所、時間について

事務局：久留米市教育委員会 教育部総務  
電話：0942-30-9213 FAX:0942-30-9719  
メール: kyousou@city.kurume.lg.jp

## (仮称) 屏水義務教育学校新設準備委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画（令和7年11月25日久留米市教育委員会議決）に基づき、(仮称) 屏水義務教育学校の新設を円滑に進めるために設置する新設準備委員会（以下「新設準備委員会という。」）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

第2条 新設準備委員会は、次の事項について協議し、又は確認する。

- (1) 学校施設の基本構想等に関すること。
- (2) 校名等に関すること。
- (3) 令和9年度に設置を予定している(仮称) 屏水義務教育学校開校準備協議会での協議事項等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、義務教育学校新設に向けて必要な事項に関すること。

## (組織及び任期)

第3条 新設準備委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者
  - (2) 地域住民
  - (3) 学校長
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、新設準備委員会での協議に関し教育長が必要と認めるもの
- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充委員を選任することができる。
- 3 委員の任期は令和9年3月31日までとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 新設準備委員会には、会長1名、副会長3名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、新設準備委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 新設準備委員会の会議は、会長（前条第2項の規定により会長が互選される前は教育長）が招集し、会長が議長となる。

- 2 各所属の2分の1以上の出席があれば、会議を開くことができる。

- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 4 新設準備委員会は、出席委員の過半数の同意をもって、非公開とすることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項第1号及び第2号に規定する委員について、新設準備委員会の開催1回につき1,031円を支払う。

(関係者の出席等)

第7条 新設準備委員会は、必要があると認めるときは、委員以外で義務教育学校の新設に係る関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 新設準備委員会の事務局は、久留米市教育委員会教育部総務に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、新設準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が新設準備委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

## 協議事項

### 1 学校設置に関すること

#### (1) 義務教育学校設置に関する事項

1-1-1 校章・校歌・校訓等に関すること

1-1-2 学校施設整備に関すること

#### (2) 子ども達の安全安心に関すること

1-2-1 「小学校と小学校の交流」「小学校と中学校の交流」に関すること

1-2-2 不安等への対応に関すること

1-2-3 スクールバス等の通学支援に関すること

#### (3) 学校運営・学校活動に関すること

1-3-1 義務教育学校カリキュラム(特別支援学級・通級指導教室含む)に関すること

1-3-2 制服や学用品の取扱に関すること

1-3-3 学校閉校・統合の式典行事に関すること

1-3-4 学校歴史的継承物の保存等に関すること

#### (3) その他

### 2 その他の事項

2-1 学童保育所・コミュニティスクール・地域活性化(児童生徒に関する地域活動)への対応に関すること